### 県民税 申告はお早目に 所得税

申告期限は

県民税の申告をする必要はありません。 ました。期限までに申告をお願いします。 平成23年分の市・県民税、所得税の申告時期になり なお、所得税の確定申告をした人は、原則として市

**※市・県民税と所得税では、申告会場が異なりますの** でご注意ください。

※市・県民税の申告会場(出張受付会場を含む)では 所得税の確定申告は受け付けません。ご注意くださ

### 持ち物

ح

市

ところ

9時~17時

※土・日曜日は除く。

2月16日(木)~3月15日(木)

消防防災庁舎7階大会議室

②平成23年中の所得を証明できるもの ③社会保険料控除証明書 (国民年金保険 収支明細書、 の支払調書、 (給与・年金の源泉徴収票、報酬など その他帳簿類 事業主からの支払証明書

料・国民健康保険税など)、生命保険 または領収書 控除証明書、寄附金などの支払証明書 料·地震保険料 (旧長期損害保険料)

④身体障害者手帳や療育手帳など障害者 ⑤控除対象となる医療費の領収書 であることを証明できるもの

来庁者用駐車場

市民広場

## 郵送による申告

富士市役所

庁舎

※申告書の押印を忘れずにしてください の上、同封し送付してください。 し、右記「持ち物」中の必要書類を添付 【市・県民税申告書送付先】 申告書に住所、氏名、電話番号を記入

消防防災 庁舎

富士市役所市民税課 **T417-8601** 

※市・県民税申告書は市民税課窓口及び

各地区まちづくりセンターにあります。

# 市・県民税の出張受付

受付時間/9時~16時 ところ/各地区まちづくりセンター

| 3<br>月  |      |        |       |        |        |        |        |       | 2<br>月  |         |               |        |        |         |               |         |       |  |
|---------|------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|-------|---------|---------|---------------|--------|--------|---------|---------------|---------|-------|--|
| 13日 (火) | 12日月 | 9日 (金) | 8日(木) | 7日 (水) | 6日 (火) | 5日 (月) | 2日 (金) | 1日(木) | 29日 (水) | 28日 (火) | 27<br>日<br>(月 | 24日(金) | 23日(木) | 22日 (水) | 21<br>日<br>(火 | 20日 (月) | と *** |  |
| 天間      | 富士駅南 | 大淵     | 浮島    | 富士駅北   | 元吉原    | 岩松     | 丘      | 富士川   | 神戸      | 富士南     | 吉永            | 原田     | 鷹岡     | 田子浦     | 松野            | 須津      | りセンター |  |

### 問い合わせ

# 市・県民税について

市民税課 (市役所3階南側)

★ (55) 2734

**四**(53)0974

所得税 (確定申告) について

冨士税務署 **☎**(6)2460

# 平成24年度申告の主な改正点

の扶養控除が廃止となりました。 (平成8年1月2日以降に生まれた人) 16歳未満の扶養控除が廃止 現行の一般扶養控除のうち、16歳未満

項」への記入をお願いします。 がいる場合には、市・県民税申告書また は確定申告書第2表「住民税に関する事 算定や寡婦(夫)控除・障害者控除の判定 に必要となります。16歳未満の扶養親族 ただし、 市・県民税の非課税限度額の

## ■特定扶養控除が一部変更

日から平成8年1月1日までに生まれた が、16歳以上19歳未満(平成5年1月2 控除となります。 人)は、特定扶養控除ではなく一般扶養 ついては特定扶養控除となっていました 従来、16歳以上23歳未満の扶養控除に

となります。 まれた人)は、 1月2日から平成5年1月1日までに生 ただし、19歳以上23歳未満 従来どおり特定扶養控除 (昭和64

### ع き

ところ 9時~17時 2月16日(木)~3月15日(木) ※土・日曜日は除く。

## 富士市交流プラザ2階 多目的ホール



※会場の混雑状況により、案内は早目に じめご了承ください。 終了する場合がありますので、 あらか

※駐車場は大変混雑しますので、なるべ ※申告会場は大変混雑しますので、申告 く公共交通機関をご利用ください 書などは自分で作成し、e-Taxで送信 郵便などで提出してください。

送付先/〒416-8650 富士税務署

※公的年金など以外の所得金額が20万円

)印鑑、預貯金口座番号のわかるもの

(本人名義)、電卓、筆記用具

以下でも市・県民税の申告は必要です。

の電子署名及び電子証明書をつけて、申

平成23年分の所得税の確定申告を本人

## ソコンで作成

明な点はおたずねください。 自分で確定申告書を作成していただきま 会場では、主にパソコンを利用して、 職員がアドバイスしますので、ご不

※自宅のパソコンを利用して平成22年分 は申告書などの作成指導は行いません。 書は郵送されません。 の確定申告を行った人には、確定申告 なお開設期間中、富士税務署庁舎内で

※会場のパソコンを利用して平成22年分 消費税の確定申告のお知らせ」を送付 書のかわりに、はがきまたは封書で、 の確定申告を行った人には、確定申告 します 「平成23年分所得税・消費税及び地方

### 年金受給者 皆さんへ 県東部地震罹災者の

ح の所得金額が20万円以下の場合、所得税 さんを対象に申告書作成指導を行います。 ところ/富士市交流プラザ 所得税還付のための申告書は提出可)。 の確定申告は必要ありません(ただし、 が400万円以下で、公的年金など以外 9時~16時 ※土・日曜日は除く。 平成23年分の公的年金などの収入金額 年金受給者及び県東部地震罹災者の皆 き/2月10日(金)~15日(水)

# 税理士による無料税務相談

9時30分~12時、 ※土・日曜日は除く。 き/2月16日(木)~23日(木) 13時~16時

ところ/富士商工会議所、 鷹岡まちづく

象/1平成22年分の所得金額が30 0万円以下の人

対

2消費税課税事業者のうち、平成21年 かつ1に該当する人 分の課税売上が3000万円以下で

持ち物/①平成23年分の所得税や消費税 告を会場のパソコンを利用して行っ せ」のはがきまたは封書) 及び地方消費税の確定申告のお知ら た人は「平成23年分所得税・消費税 の確定申告書(平成22年分の確定申

)源泉徴収票、各種控除の証明書 収書など · 領

※譲渡所得、山林所得及び贈与税の申告 をする人など、相談に対応できない場 ③印鑑、預貯金口座番号のわかるもの 電卓、筆記用具

合がありますのでご注意ください。

# 自宅からインターネットで申告

●自宅で電子申告!e-Tax(国税電子申 告・納税システム)

# ■http://www.e-tax.nta.go.jp

持ち物/①源泉徴収票、各種控除の証明

書・領収書、罹災証明書など

e-Taxで送信できます。 定申告書等作成コーナー」を利用して、 )最高4000円の税額控除 自宅から国税庁ウェブサイトの 確

> は最高3000円) ら最高4000円 告期限内にe-Taxで行うと、所得税額 ができます。 (平成24年分について の控除を受けること

※この控除の適用は、平成19年分~24年 分の間で1回受けることができます。

## )添付書類の提出を省略

提出や提示を求められることがあります だし、確定申告期限から5年間、書類の り、提出を省略することができます。た の記載内容を入力して送信することによ 医療費の領収書や源泉徴収票などは、そ 還付金が速やかに 所得税の確定申告をe-Taxで行う場合!

されます(3週間程度で還付金が振り込 まれます)。 e-Taxで申告した還付申告は早期処理

## 15世替納税が便利

用できます。 座振替依頼書」を提出した場合に限り利 申告期限までに「申告書」と「預貯金口 る振替納税がお勧めです。振替納税は 納税には、安全で便利な口座振替によ

### 口座振替方法

名、 署または金融機関に提出してください。 金融機関への届け出印を押印して、税務 金融機関名、 「預貯金口座振替依頼書」に住所、 口座番号などを記入し

go.jp) でもダウンロードできます。 庁ウェブサイト や金融機関に備えつけてあるほか、国税 「預貯金口座振替依頼書」は、税務署 (**B**http://www.nta